

第27条 課程を修了した者に対しては、別に定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第5章 入学、進学、留学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年又は後学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第29条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (9) 大学に3年以上在学した者又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学大学院において本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められるもの

(博士後期課程の入学資格)

第30条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(進学)

第31条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(入学願手続)

第32条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(進学願手続)

第33条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者について、学力検査と健康診断を行い、合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第35条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条の入学手続を完了した者(第46条の規定により入学料の免除申請をした者を含む。)に入学を許可する。

(進学許可)

第37条 進学志願者について、選考の上、教授会の議を経て進学を許可する。

(留学)

第38条 学生は、教授会が必要と認めたときは、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第22条及び第23条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第39条 病気その他の事由により修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上休学に不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅したときは、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、博士前期課程では通常して2年を、博士後期課程では通常して3年を超えることができない。

2 休学期間は、第44条の在学期間に算入しない。

(退学)

第41条 病気その他の事由により退学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第42条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(転学)

第43条 学生が他の大学の大学院に転学しようとするときは、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することができる。

(在学年限)

第44条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、博士前期課程において、第20条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に2年を加えた年数を超えることができるものとする。

第6章 検定料、入学料、授業料及び宿泊料

(検定料等の額)

第45条 検定料、入学料、授業料及び宿泊料の額は、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第46条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除、徴収猶予及び分納については、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、内地研究員、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に關し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 学長は、本学大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に關し必要な事項は、別に定める。

(内地研究員)

第49条 学長は、国立大学法人又は国立高等専門学校機構に所属する教員から、その所属機関を通じ、その専攻分野に関する研究の申出があるときは、選考の上、内地研究員として受入れを許可することができる。

2 内地研究員に關し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、本学大学院において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に關し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第51条 科目等履修生、研究生、内地研究員、特別聴講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に關し必要な事項は、別に定める。

第9章 雜則

(学則の準用)

第53条 この学則に定めのない事項については、大学学則を準用する。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学院学則の規定により存続するものとされた大学院人間文化研究科人間発達学専攻、人間環境学専攻及び比較文化学専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第52条第1項に規定する外国人留学生として入学できる者は、当分の間、女子に限るものとする。

附則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 第9条別表第1に掲げる博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

(別記第2号の2様式(第14条関係))

第1条 案件 ○○○専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し、最終試験に合格したので修士(○○○)の学位を授与する	学 位 記 本籍(都道府県) 氏 名 年 月 日 印
--	---

本学大学院人間文化創成科学研究所
○○○専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し、最終試験に合格したので修士(○○○)の学位を授与する

第2条 案件 ○○○専攻の博士後期課程を修了したので博士(○○○)の学位を授与する	学 位 記 本籍(都道府県) 氏 名 年 月 日 印
--	---

本学大学院人間文化創成科学研究所
○○○専攻の博士後期課程を修了したので博士(○○○)の学位を授与する

第3条 案件 ○○○専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し、最終試験に合格したので修士(○○○)の学位を授与する	学 位 記 本籍(都道府県) 氏 名 年 月 日 印
--	---

本学大学院人間文化創成科学研究所
○○○専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し、最終試験に合格したので修士(○○○)の学位を授与する

(規定の準用)

第26条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、教授会の審議、研究科長の報告、学位記の様式並びに学位授与の取消し等については、第7条、第8条、第9条第4項、第10条、第11条第1項及び第12条から第15条までの規定を準用する。この場合において、第7条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第14条中「別記第2号の1様式又は別記第2号の2様式」とあるのは「別記第3号様式」又は「別記第4号様式」と読み替えるものとする。

(附則)(略)

附則 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際に大学院人間文化研究科に在学する学生の学位については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 この規則は、平成25年4月17日から施行する。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)(略)

この規則は、平成26年4月17日から施行する。

(別記第1号様式(第5条関係))

大学印 学部印 第 号 年 月 日 お茶の水女子大学 本学○○学部○○学科所定の 課程を修めたことを認める 学士(○○○)の学位を授与する	卒業証書・学位記 本籍(都道府県) 氏 名 年 月 日 生 印
---	---

卒業証書・学位記
本籍(都道府県)
氏
名
年
月
日
生
印

(別記第2号の1様式(第14条関係))

大学印 学部印 第 号 年 月 日 お茶の水女子大学 本学○○学部○○学科所定の 課程を修めたことを認める 学士(○○○)の学位を授与する	学位記 本籍(都道府県) 氏 名 年 月 日 生 印
---	--

学位記
本籍(都道府県)
氏
名
年
月
日
生
印

6 お茶の水女子大学における学生の旧姓使用の取扱い等に関する要項

平成23年4月13日
制訂する事項・定

(趣旨)
第1条 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の旧姓使用の取扱い及び手続等については、この要項の定めるところによる。(型か系老姓
(旧姓使用の申出ができる学生))
第2条 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。
(1) 学部学生
(2) 大学院学生
(3) 旧姓使用ができる文書等)
第3条 旧姓使用ができる文書等は、第4条に定める以外の文書等とする。
2 博士学位論文の申請、審査及び授与に関する書類並びに博士学位論文及び博士学位記における旧姓の併記については、別に定める。ムーカ書類(1)
(旧姓使用ができない文書等)
第4条 旧姓使用ができない文書等は、次のとおりとする。
(1) 教育職員免許状申請書類
(2) 管理栄養士国家試験出願書類及び栄養士免許申請書類
(3) 前2号に定めるものほか、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
(4) その他旧姓使用を行うことが困難であると学長が判断するもの
(旧姓使用の申出)
第5条 旧姓使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類を添えて、旧姓使用申出書(別紙様式1)を教務チームに提出しなければならない。
(旧姓使用の中止)
第6条 旧姓を使用している学生が、使用を中止する場合、旧姓使用中止届(別紙様式2)を教務チームに提出しなければならない。
(記録)
第7条 旧姓使用の申出又は旧姓使用の中止についての届出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録する。
(卒業、修了又は退学後の取扱い)
第8条 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書等(第4条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了
又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。
(旧姓使用に伴う証明等)
第9条 旧姓使用の学生から、文書等(学位記を含む。)の戸籍上の氏名と旧姓の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、旧姓使用を認めて
いる。」旨が記載された文書(別紙様式3)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。
(その他)
第10条 この要項に定めるものほか、必要な事項は学長が別に定める。

附則

この要項は、平成23年4月13日から施行する。

別紙様式1

(別紙様式1)
旧姓使用申出書
平成 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部(又は大学院)
学科(又は専攻)
学年
氏名 印
(確認書類と同じ)

下記のとおり旧姓を使用したいので、確認書類を添えて下記のとおり申し出ます。
記

1. 使用する旧姓
2. 戸籍上の氏名
3. 戸籍上の変更年月日 平成 年 月 日
4. 使用理由:

(以下は教務チーム記載)
◆学籍事務担当係処理欄
1) 使用開始年月日: 平成 年 月 日 確認
(確認書類) 印
2) 学籍簿記録処理年月日: 平成 年 月 日 記録 印
3) その他

別紙様式2

(別紙様式2)
旧姓使用中止届
平成 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部名(又は大学院)
学科名(又は専攻名)
学年
氏名 印
(確認書類と同じ)

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。
記

1. 中止する旧姓
2. 使用する戸籍上の氏名
3. 中止年月日 平成 年 月 日
4. 中止理由:

(以下は教務チーム記載)
◆学籍事務担当係処理欄
1) 使用中止年月日: 平成 年 月 日 確認 印
2) 学籍簿記録処理年月日: 平成 年 月 日 記録 印
3) その他

別紙様式3

(別紙様式3)
お茶の水女子大学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍上の氏名でなく旧姓を使用することを認めています。下記の氏名表記については、学位記を含め各種文書等(ただし、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているものを除く。)で旧姓を使用しています。

記
旧姓 戸籍上の氏名
平成 年 月 日
お茶の水女子大学長 ○○○○

※この書類は、旧姓使用の学生から提出を求められた場合に作成し、交付することとする。

お茶の水女子大学
Ochanomizu University
オカノミズ・ウニバーシティ
東京都文京区大塚1-1
TEL 03-5848-2851, 2852
FAX 03-5848-2853
E-mail: ochanomizu@o-u.ac.jp